

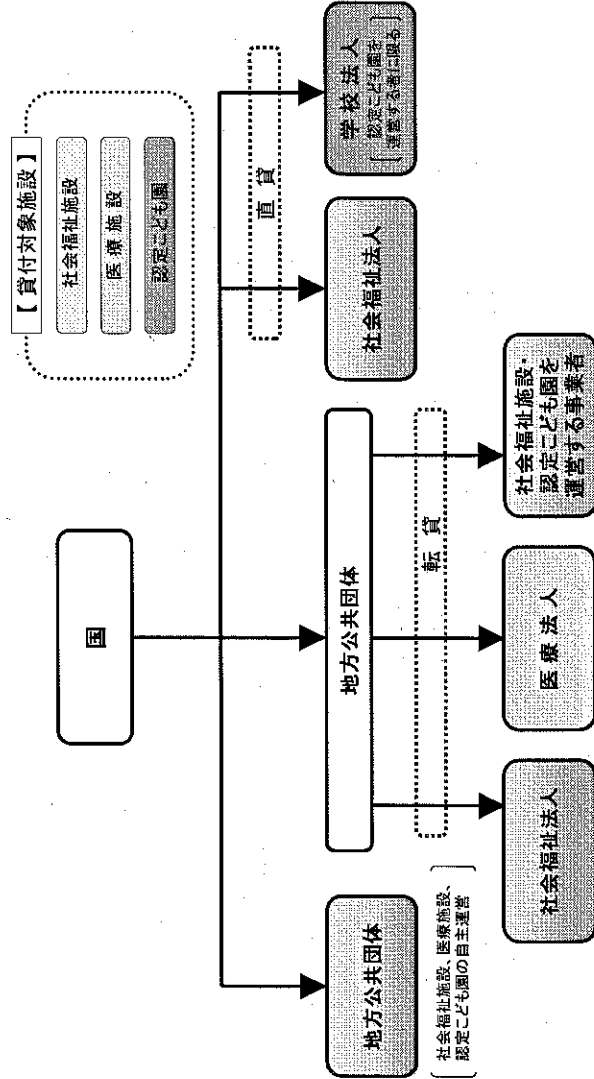
社会福祉分野等での国有財産の有効活用

地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」(平成22年6月公表)においては、保育・介護・医療など人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとしています。

この方針の下、平成22年度に定期借地権を活用した貸付スキームを導入し、貸付対象の拡充を図っております。具体的には、

- ① 地方公共団体が定期借地契約により国から国有地を借り受け、社会福祉法人等に対して転貸を行う制度
 - ② 国から社会福祉法人及び認定こども園を運営する学校法人に対して直接貸付を行う制度
- を整備し、12件の活用方針を策定しました。

定期借地権を活用した貸付スキーム



<社会福祉分野における国有地の活用> (平成22年6月18日～平成23年12月31日)		
	定期借地 (方針策定ベース)	売却 (契約ベース)
保育関係	10件	4件
高齢者関係	0件	6件
障害者関係	1件	8件
医療関係	1件	4件